

令和7年度 監査等計画

監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を効果的かつ効率的に実施することができるように、次のとおり年間監査等計画を策定する。

1 基本方針

次の基本方針に基づき監査等を実施する。

- (1) 市の事業について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査等を実施する。
- (2) 監査等の実行性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めている。
- (3) 市民の視点に立った監査等を行い、監査等の結果及び意見は、市民に分かりやすい表現とする。

2 重点事項

次のとおり重点項目を設定する。

- (1) 補助金支出事務について

補助金支出事務が補助基準等に沿って適正に執行されているかについて、補助金の支出根拠となる支出基準、公益性、対象事業、補助金額の妥当性、事業効果等を分析し、適法かつ有効的に実施されているか検証する。

- (2) 債権管理事務

歳入の収納事務、収入未済、徴収努力等について、負担の公平性が確保されているか、債権の確実な履行を確保するために必要な措置が講じられているかなど、債権管理が適正に行われているか検証する。

- (3) 契約事務

契約方法、契約手続き及びその履行方法が法令等に基づき適正に行われているか検証する。

3 監査等の種類等

監査等の種類、対象、時期、実施体制等は次のとおりとする。

- (1) 定期監査

ア 財務事務監査及び経営に係る事業管理監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかに主眼を置き、想定されるリスクに応じた着眼点を設定し、監査を実施する。

また、学校監査、財政援助団体等監査と連動させ、効率的な監査を実施する。

なお、監査対象については、各課等を単位とし1年間で全ての部等を一巡する配

分により実施する。

イ 学校監査（地方自治法第 199 条第 1 項）

① 財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項）

市立の小学校及び中学校の事務に関して、関係法令が遵守されているか、現金・備品の管理、その他校長の権限に係る財務等に関する学校事務の執行が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、想定されるリスクに応じた着眼点を設定し、監査を実施する。

令和 7 年度は、根形小学校、中川小学校、昭和中学校、蔵波中学校とする。

なお、監査対象については、3 年間で全ての学校を一巡する配分により実施する。

ウ 工事監査（地方自治法第 199 条第 1 項）

市が実施する工事について、工事の計画、設計、施工等が各段階において、適正で効率的かつ経済的に実施されているかという観点から、外部専門技術者の協力を得て監査を実施する。

なお、監査を実施する工事及び時期については、工事の規模及び種別、用途、構造、重要性、指導効果等を勘案して決定する。

(2) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

監査対象事務の経済性、効率性、有効性、適正性、その組織及び運営が合理的であるかなどを主眼に適宜、監査を実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

本市からの財政援助等に係る団体の出納関係事務を対象に、合規性及び正確性を主眼として監査するとともに、当該団体所管課の団体運営等に対する指導または監督の適切性についても監査を実施する。

なお、監査対象団体については、事業内容、財政援助の実績、出資比率及び過去に実施した監査の時期、監査結果等を勘案して次の対象から選定する。

ア 財政援助団体

市が補助金等の財政的援助を行っている団体については、当該財政的援助に係る事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査を実施する。

イ 出資団体

市が出資している団体については、事業運営に係る事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査を実施する。

ウ 公の施設の指定管理者

公の施設を管理している団体（指定管理者）については、公の施設の管理に係る事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼に監査を実施する。

(4) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項）

ア 一般会計・特別会計（公営企業会計を除く）決算審査

市長から審査に付された令和 6 年度各会計の歳入歳出決算及び政令で定める書類が、関係法令に準拠して作成されているかを確かめ、これらの計数の正確性及び予

算の執行が適正で経済的かつ効果的に行われているかを検証するため、関係書類を照合精査するとともに、関係職員からの説明を聴取し、併せて例月出納検査、定期監査の結果を踏まえて、審査を実施する。

イ 公営企業会計決算審査

市長から審査に付された令和6年度公共下水道事業会計決算報告書、財務諸表及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性及び経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、決算書類の計数と証書類を照合精査するとともに、関係職員からの説明を聴取し、併せて例月出納検査、定期監査の結果を踏まえて、審査を実施する。

(5) 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

市長から審査に付された令和6年度土地開発基金、高額療養費貸付基金及び国民健康保険出産費貸付基金の運用状況調について、係数が適正なものとなっているかを確認するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているか審査を実施する。

(6) 健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

市長から審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率）及び資金不足比率について、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、法令等に照らして健全化判断比率の算定課程に誤りはないかを確認するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、審査を実施する。

(7) 現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを確認するとともに、関係職員の説明を聴取し、検査を実施する。

4 監査等の実施時期

別紙令和7年度監査等年間計画表のとおり。

5 監査等の結果

監査の結果、適切な措置又は改善を要すると認められるものは、次の表にある4つの区分に分類し、各区分に応じた処置を求める。

前回監査の指導等に対する是正、改善の状況は、次回の監査時に確認するなどフォローアップを行う。

区分	内容	処理の内容
指摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当し、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの 1 明らかに違法又は不当なもの 2 故意又は重大な過失によるもの 3 著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 4 その他著しく不適切あるいは著しく妥当性を欠くもの 5 前回の監査で注意した事項で改善の努力がなされていないもの	具体的内容を監査の結果報告に記載して市長等に提出するとともに、公表する。 また、代表監査委員は、監査対象機関の長に対し、文書で通知し、その措置方針について回答を求める。
注意	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの 前回の監査で指導した事項で改善の努力がなされていないもの	代表監査委員は、監査対象機関の長に対し、文書又は口頭で是正を求める。
指導	指摘事項又は注意事項に該当しないが、改善の検討を要するもの 前回の監査で要望・意見した事項で改善の努力がなされていないもの	代表監査委員は、監査対象機関の長に対し、文書又は口頭で改善を求める。
要望・意見	業務運営に当たっての留意や努力を求めるもの	代表監査委員は、監査対象機関の長に対し、文書又は口頭で要望する。

6 その他

本計画に定める監査等のほか、監査等を実施する必要性が生じた場合は、その都度協議し実施する。

令和7年度監査等年間計画表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期監査							財務監査 経営に係る事業管理監査 (一般会計・特別会計・下水道事業会計)					
										工事監査		
								学校監査				
行政監査							行政監査					
財政援助団体等監査					財政援助団体、出資 団体、指定管理者							
決算審査			決算審査及び基金運用状況審査									
健全化判断比率等審査				健全化判断比率審査 資金不足比率審査								
例月出納検査	25日 3月分	26日 4月分 (新・旧)	26日 5月分 (新・旧)	25日 6月分	25日 7月分	25日 8月分	27日 9月分	25日 10月分	25日 11月分	26日 12月分	25日 1月分	26日 2月分